

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市福祉委員活動費補助金
補助事業等の目標	住民に最も身近な相談相手・支援活動の担い手である民生委員・児童委員の自己研鑽と、民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）の充実強化、活性化を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市民生児童委員協議会
補助対象経費	諏訪市民生児童委員 地区協議会、研修会、全員協議会、会長会、専門部会の経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 民生委員法に基づく地域住民の支援、相談、福祉増進を図るために委嘱された民生児童委員の活動であるため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 民生委員・児童委員の自己研鑽と、民児協の充実強化、活性化のため、継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 福祉政策係

平成24年5月14日 一部改正

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）